

札幌市国民健康保険条例の一部改正 (出産育児一時金の支給額内訳の変更)

国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金(42万円)は、本体額(40万4千円)と加算額(1万6千円:産科医療保障制度の掛金)から成る。

令和4年1月1日から、産科医療保障制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることに伴い、被用者などが加入する健康保険においては本体額が40万4千円から40万8千円に引き上げられることとなった(改正健康保険法施行令)。

については、本市国民健康保険の出産育児一時金についても、健康保険との均衡や少子化対策の観点から同様の改正を行ったもの。

■ 出産育児一時金の支給額の変更内容

	支給額内訳	支給総額
改正前	【本体額】40万4千円 【加算額】1万6千円	42万円 (変更なし)
改正後	【本体額】40万8千円 【加算額】1万2千円	

※ 海外出産や自宅出産など、分娩場所が産科医療保障制度に加入していない医療機関などの場合の支給額は本体額のみ

■ 施行期日

令和4年1月1日(改正健康保険法施行令の施行期日と同日)

< 産科医療保障制度 >

分娩に関連して子どもが重度脳性まひとなった場合、一定の補償を行う制度で、分娩機関(病院、診療所、助産所)が加入している。

